

令和3年度 第3回 市有財産売払一般競争入札のご案内

下記市有財産を一般競争入札により売払いします。

記

1. 売払物件

物件 番号	所在		地目	地積（㎡）		最低売却価格
				公簿	実測	
1	土地	直方市大字下境 3271 番 71	雑種地	232	232.82	3,820,000 円

※ 現地説明は、行いませんので各自で物件をご確認下さい。

2. 契約の方法

一般競争入札

3. 入札参加資格等

個人及び法人としますが、次に該当する方は入札に参加できません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ② 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者
また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 当該物件を暴力団事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- ④ 次のいずれかに該当する者
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ・暴力団又は暴力団員に対し資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
- ⑤ ②～④に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

4. 入札参加申込み

① 申込み方法

以下の書類を添えて申込みを行ってください。

- **市有財産売払入札参加申込書**
- **個人の場合のみ 身分証明書**（本籍地で発行されます）

● 法人の場合のみ **履歴事項全部証明書**
役員一覧表（指定様式あり）

- ② 申込場所
直方市殿町 7 番 1 号
直方市役所 4 階 用地管理課 用地係
- ③ 申込期間・受付時間
令和 4 年 1 月 4 日（火）～令和 4 年 2 月 1 5 日（火）
開庁日の午前 8 時 3 0 分～午後 5 時

5. 入札参加資格確認

- ① 市有財産売払入札参加申込書を受付けたときは、速やかにその資格を審査します。また、資格審査については、福岡県警への意見聴取を含みます。
- ② ①の結果を基に、入札参加資格の有無について申込者に通知します。入札参加資格通知後に、入札に参加する者に必要な資格を有しないことが判明した場合には、その旨を文書にて通知します。

6. 入札保証金

- ① 金額
物件の予定価格（最低売却価格）の 1 0 0 分の 1 0 の額（1 万円未満の端数は切り上げ）
- ② 納付方法
入札参加資格審査結果通知時に送付する所定の納付書にて納付してください。
- ③ 納付期限
入札参加資格審査結果通知日から 7 日以内（土日祝日を除く）
- ④ 納付場所
直方市役所市金庫（直方市役所 1 階）又は各金融機関（ゆうちょ銀行を除く）にてお願いします。
- ⑤ 入札保証金の返還等
不落札の方の入札保証金は、入札後指定の口座に振込みにてお返しします。また、落札者の方の入札保証金は、売買代金（または契約保証金）の一部に充当していただくこともできます。ただし、契約締結期限（落札決定の日の翌日から起算して 7 日以内（土日祝日を除く））までに落札者が契約の締結を行わない場合は、納付済の入札保証金は市に帰属します。
※入札時に、入札参加資格審査結果通知時に送付する「入札保証金返還請求書」と「入札保証金振込先口座の通帳のコピー（申込者名義の口座のもの）」を提出してください。

7. 入札の日時、場所

- ① 日時
物件 1. 令和 4 年 3 月 2 日（水） 午後 2 時
- ② 場所
直方市役所 5 階 入札室

③ 持参していただくもの

- 入札書（入札参加資格審査結果通知時に送付した用紙に記入・押印したもの）
- 入札保証金の領収書
- 委任状（代理人のみ）
- 委任者の印鑑証明書（代理人のみ）
- 入札保証金返還請求書
- 入札保証金振込先口座の通帳のコピー（申込者名義の口座のもの）

※入札保証金の納付及び委任の確認ができない場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

8. 落札の決定等

入札時に開札を行い、落札者を決定いたします。

① 落札者の決定

最低売却価格以上に達した入札のうち、最高価格の入札を落札とします。

② 落札となるべき額の入札が2人以上の場合

直ちにくじによって落札者を決定します。

③ 入札資格を有しない者のした入札

当該入札者の入札は、無効とします。

9. 契約の締結

① 契約締結期限

落札決定の日の翌日から起算して7日以内（土日祝日を除く）に、売買契約を締結しなければなりません。

② 契約締結場所

直方市役所 4 階 産業建設部 用地管理課

③ 費用負担

売買契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。

10. 売買代金の納付

売買代金の納付は契約締結時又は契約締結前までに一括納付とします。

11. 所有権の移転

① 売買代金の納付を確認し、契約締結した後に所有権を移転し、物件を引き渡すものとします。

② 所有権移転登記は、市が責任をもって行います。

③ 所有権移転登記に際し必要な費用（登録免許税費用等）は落札者の負担となります。

④ 売買物件に課税される不動産取得税については、落札者の負担となります。

⑤ 所有権移転登記に際し、個人の場合は住所証明書（住民票又は戸籍の附票）の提出が必要となります。

⑥ 所有権移転登記完了後、登記識別情報通知書をお渡しします。

12. 用途等の制限及び重要事項

- (1) 公法上の規制等のほか、下記のとおり入札物件の用途の制限を設けています。
また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。
 - ① 落札者は、市有地売買契約締結の日から5年間、売買物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供することはできません。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転、または売買物件を第三者に貸すことはできません。
 - ② 落札者は、市有地売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に供することはできません。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転、または売買物件を第三者に貸すことはできません。
 - ⑥ 落札者は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、①②の条件を書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して①②の定め反する使用をさせることはできません。
- (2) 落札者は、市有地売買契約締結の日から5年間、市の承認を得ないで、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件に権利の設定をしてはいけません。ただし、抵当権の設定は禁止の対象には含まないものとします。
- (3) 市は、(1)、(2)に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、または落札者に対し、所要の報告を求めることができます。この場合において、落札者は調査を拒み、妨げもしくは忌避し、または報告を怠ることはできません。
- (4) 重要事項等について

【物件1】

- ① 接面する市道（下境18号、164号線）には上水道本管が存しないものの、対象物件北側にある市道（境口・頓野線）には上水道本管が存し、引込は可能である。
- (5) 落札者が、(1)、(2)の義務に違反したときは、売買代金の100分の30の額を違約金として、市に支払わなければなりません。また、(3)の義務に違反したときは売買代金の100分の10の額を違約金として、市に支払わなければなりません。
- (6) 落札者が納付期限までに売買代金の全額を納付しないとき、又は入札参加資格が無いことが判明した場合等、落札者の責めに帰すべき理由により、市が契約を継続しがたいと認めるときは、契約解除になります。

13. その他の注意事項

- (1) 物件の引渡しは、現状のままとします。
※ フェンス、ブロック塀等の構造物がある場合でも、市は撤去しません。
- (2) 入札結果については、本市ホームページ（HP）にて入札参加人数及び落札価

格の情報提供を行います。

14. 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

直方市役所 産業建設部 用地管理課 用地係

直方市殿町 7 番 1 号

0 9 4 9 - 2 5 - 2 2 2 4（直通電話）